

倉吉市ひとり親家庭等自立支援計画(母子家庭及び父子家庭並びに寡婦自立促進計画)  
(案)

はじめに

倉吉市では、平成 16 年度に次世代育成支援対策推進法に基づく倉吉市次世代育成支援行動計画と一体的な計画として、「倉吉市ひとり親家庭等自立支援計画」(母子家庭及び寡婦自立促進計画)を策定し、平成 17 年度から平成 21 年度までの前期計画、平成 22 年度から平成 26 年度の後期計画と、ひとり親家庭等をめぐる様々な状況を踏まえ、施策を展開してきました。

今回、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 か年計画を策定することとしましたが、これまでの計画を継承し、ひとり親家庭等の就労と経済的な自立の促進をより一層図っていくと共に、個々の家庭の安定と児童の健やかな成長に向けて、きめ細かな支援に取り組みます。

1 計画策定の趣旨

(1) 計画の位置づけ

この計画は、平成 26 年 4 月に改正された母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条に定める自立促進計画であり、同法第 11 条の規定に基づく「国の基本方針」を踏まえ、本市の実情を反映させたものです。

このたび、平成 16 年度から 10 年間継承してきた「倉吉市ひとり親家庭等自立支援計画」(母子家庭及び寡婦自立促進計画)を基に、倉吉市子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定することとして、母子関係施設や母子寡婦福祉団体に構成された検討委員会を開催し、国政や情勢の変化等に対応し、必要に応じた見直しを行い、これから 5 年間の計画を策定しました。

(2) 計画期間

この計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とします。

(3) 計画の対象

この計画の対象は、母子家庭、父子家庭、寡婦とします。

(4) 計画における用語の定義

母子家庭・・・母と 20 歳未満の児童がいる世帯で、同居の親族がいる場合を含みます。

父子家庭・・・父と 20 歳未満の児童がいる世帯で、同居の親族がいる場合を含みます。

寡婦・・・かつて母子家庭の母であって、子どもが成人し、現在も配偶者のない状態にある方。

ひとり親家庭等・・・・・・・・・・母子家庭、父子家庭、寡婦

ひとり親等・・・・・・・・・・母子家庭の母、父子家庭の父

■ 引用している調査

・「平成 25 年度 鳥取県ひとり親家庭等実態調査」＜鳥取県実施＞  
 （以下、「鳥取県調査」）

対象

- 母子世帯・・・父のいない児童がその母によって養育されている世帯のうち、児童扶養手当受給資格者世帯（全数）
- 父子世帯・・・母のいない児童がその父によって養育されている世帯のうち、児童扶養手当受給資格者世帯（全数）
- 寡婦世帯・・・65 才未満の配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのある者からなる世帯（全数）

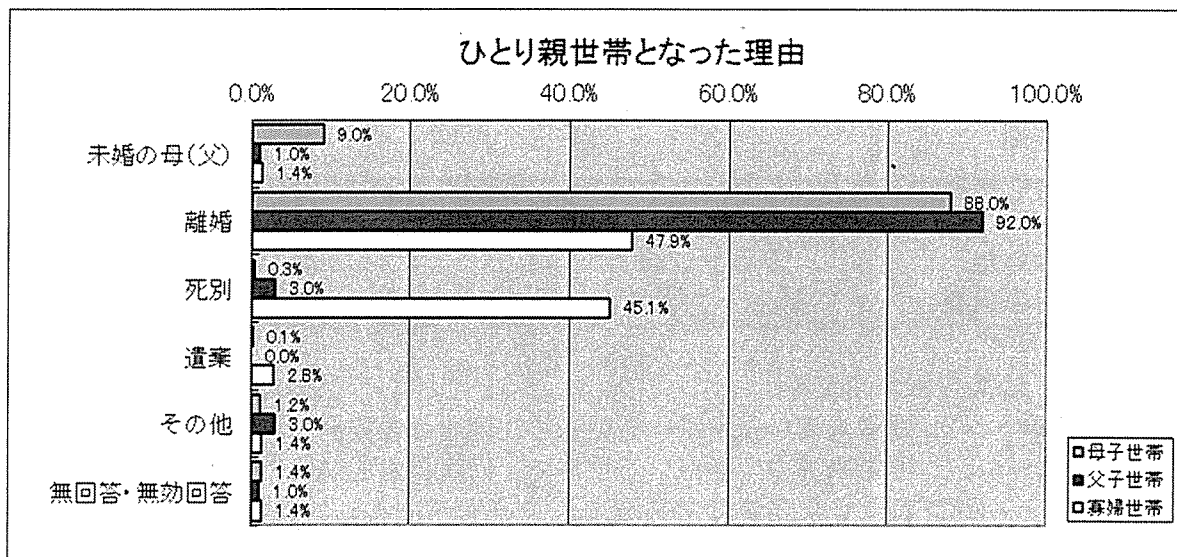
■ 特に注記のない統計数字及びグラフは倉吉市の調査によります。

2 ひとり親家庭等の状況

(1) ひとり親世帯となった理由

ひとり親世帯となった理由は、母子世帯では 88.0%が離婚、次いで未婚の母が 9.0%となっており、父子世帯では、92.0%が離婚、次いで死別が 3.0%となっています。

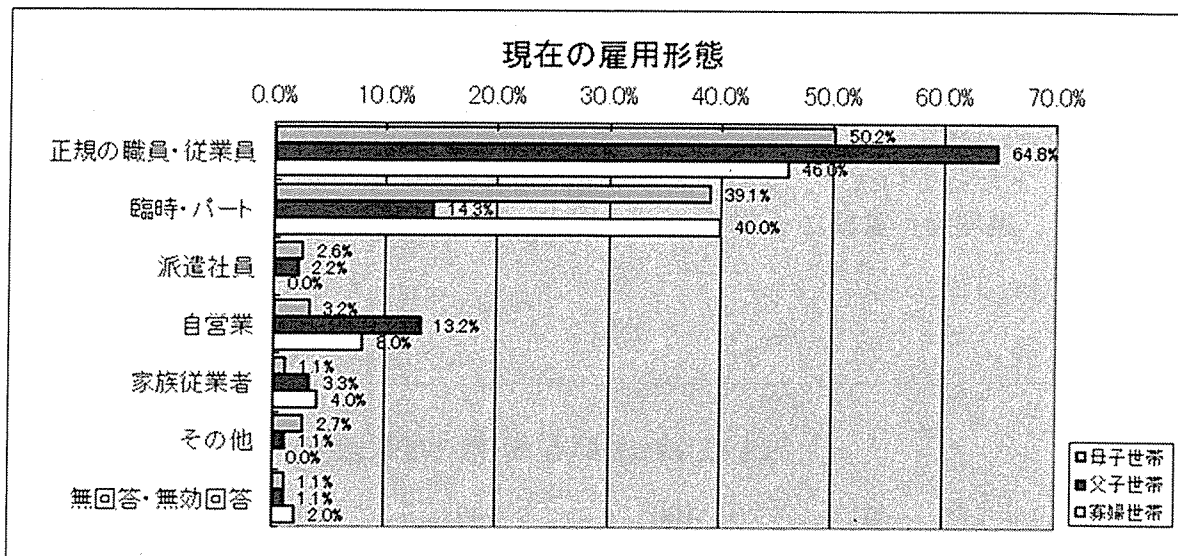
（出典）鳥取県調査



(2) 現在の雇用形態

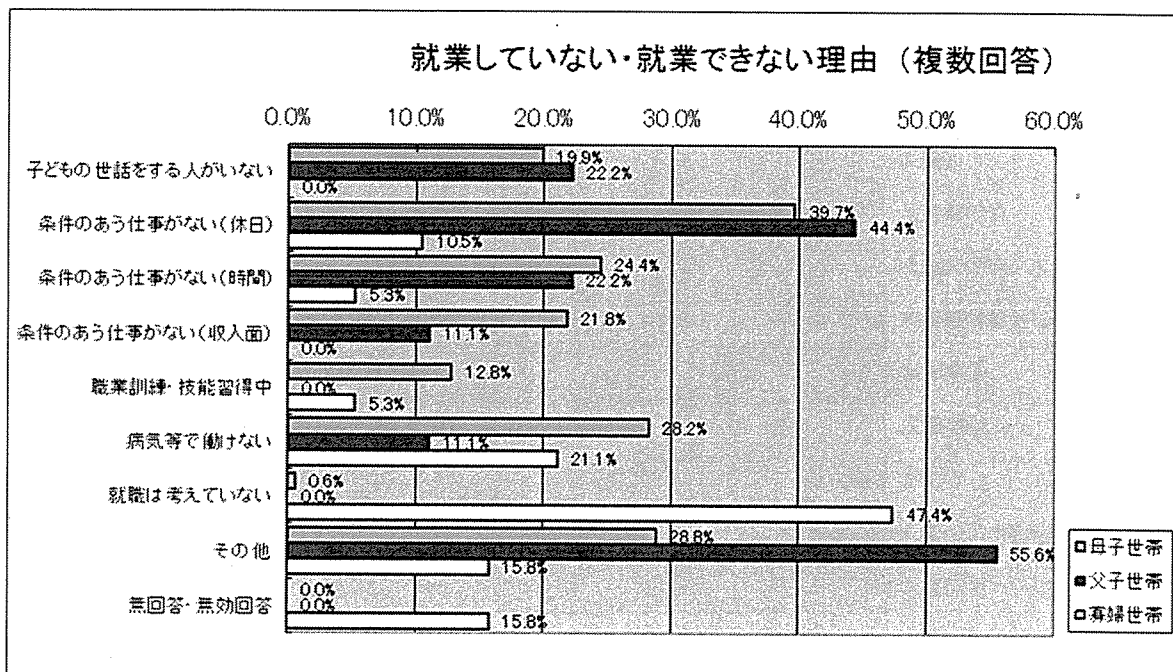
雇用形態について、母子世帯では「正規の職員・従業員」が 50.2%、「臨時・パート」が 39.1%となっています。

父子世帯では、「正規の職員・従業員」が 64.8%、「臨時・パート」が 14.3%となっています。



(3) 現在、不就業で就職したい方の就業していない・就業できない理由

「病気等で働けない」方が、母子世帯の28.2%、父子世帯の11.1%、寡婦世帯の21.1%を占めています。また、「休日の条件があう仕事がない」方は、母子世帯の39.7%、父子世帯の44.4%を占めており、「時間的に条件のあう仕事がない」方が母子世帯24.4%、父子世帯22.2%を占めています。



(4) 現在持っている資格と今後取得したい資格

資格を持っている人の中で、母子世帯の母が最も多く持っているのは「簿記」で、次いで「パソコン」となっています。父子世帯の父でも、「簿記」が最も多く、次いで「訪問介護員」「大型・第二種自動車免許」と続いています。

今後取得したい資格は、母は「パソコン」が最も多く、次いで「医療事務」「介護福祉士」となっています。父は「大型・第二種自動車免許」が最も多く、次いで「行政書士」「調理師」並びに「パソコン」となっています。

(出典) 鳥取県調査

